

福井県立嶺南西特別支援学校給食調理等業務委託

公募型企画提案募集要領

1 趣旨

学校給食調理等業務を民間事業者に委託するにあたり、民間事業者の技術力や専門性を活用するとともに学校給食調理等業務の安全性および安定性を確保するため、公募型企画提案方式（プロポーザル方式）により委託事業者を決定するものである。

2 委託業務の内容等

(1) 業務名

福井県立嶺南西特別支援学校給食調理等業務

(2) 契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(3) 委託業務の内容

別添1「福井県立嶺南西特別支援学校給食調理等業務委託仕様書」のとおり

(4) 提案上限額 54,403,800円（消費税および地方消費税を含む）を上限とする。

内訳 令和8年度 18,134,600円（消費税および地方消費税を含む）
令和9年度 18,134,600円（消費税および地方消費税を含む）
令和10年度 18,134,600円（消費税および地方消費税を含む）

なお、上記金額は、契約時の予定価格を示すものではない。また、契約保証金は、福井県財務規則第171条の2により契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、福井県財務規則第172条の3の規定に該当する場合は、全部または一部を免除する。

3 参加資格要件

次に掲げるすべての要件を満たしていることを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 福井県競争入札参加資格者名簿の主要な取扱商品・業務内容に「学校給食」や「給食業務」等給食調理にかかる業務名の登録がされている者であること。
- (3) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 本校との連絡調整を速やかに行うために、福井県内に本店、支店または営業所等を有すること。
- (5) 国税および地方税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更正手続開始の申立てが行われている者、または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者、その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。
- (7) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札にかかる技術的能力および体制を有すると認められる者であること。
- (8) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合には、その役員またはその支店もしく

は常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。) が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(9) 学校、福祉施設または医療施設で、この入札業務と同種で同等以上のサービス提供を行った実績を有する者であること。

(10) 過去3年以内に、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく営業停止処分を受けていないこと。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる場合を除く。

(11) 製造物責任法(平成6年法律第85号)に規定する損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。

(12) 緊急時に速やかに対応できる代行者を確保できること。

4 受託者の選定に係るスケジュール

項目	日程
公告、実施要領等の公表	令和8年2月16日(月)
説明会および施設見学会	令和8年2月20日(金)
質問受付期限	令和8年2月24日(火)
受審資格認定申請書受付期限	令和8年2月24日(火)
企画提案書提出期限	令和8年3月6日(金)
企画提案書のプレゼンテーションおよびヒアリング審査	令和8年3月11日(水)
受託候補者の選定(プロポーザルの結果通知)	令和8年3月中旬

5 企画提案への参加申込および辞退

企画提案の参加を希望する事業者は、様式1「受審資格認定申請書」に必要事項を記入し提出すること。なお、参加申出書の提出後に企画提案を辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに様式2「参加辞退届」を提出すること。

(1) 受審資格認定申請書の提出受付期間

令和8年2月24日(火) 17時まで。

(2) 提出先

福井県立嶺南西特別支援学校

〒917-0017 小浜市羽賀67-49-1

電話 0770-52-7716

(3) 提出方法

上記提出先への持参または郵送等により提出すること。なお、郵送等の場合は、追跡可能な配送方法で送付し、提出期限必着とする。

(4) 参加資格審査結果通知

参加資格審査の結果については、令和8年2月25日（水）までに、受審資格認定申請書を提出した全ての事業者に対し書面で通知する。

6 施設見学会の開催

(1) 開催日時

令和8年2月20日（金）午後3時30分から

(2) 集合場所

福井県立嶺南西特別支援学校 ランチルーム

(3) その他

- ・前日までに様式3「施設見学会申込書」を提出すること。
- ・見学会の出席は、1事業者2名以内とし、白衣、帽子、マスク、履物、1カ月以内の保菌検査の結果（写し）を当日持参し確認を受けること。
- ・見学会での質疑受付および回答は行わない。
- ・厨房内の写真撮影は、可能とする。
- ・感染症など、学校の都合により、スケジュール等を変更する可能性がある。

7 本委託業務および企画提案に関する質問

(1) 受付期間

令和8年2月24日（火）17時まで。

(2) 提出方法

様式4「質問書」の形式で作成し、電子メールまたはFAXにて送付すること。

(3) 提出先

アドレス reinisisien@pref.fukui.lg.jp

FAX 0770-52-7710

(4) 質問に対する回答方法

受け付けた質問に対する回答を取りまとめたうえで、令和8年3月2日（月）を目処に全ての企画提案参加事業者に対して電子メールまたはFAXにより通知する。

(5) その他

受付期間経過後の質問、参加資格を有しない事業者からの質問および指定した方法以外の方法での質問は一切受け付けない。

8 企画提案書の作成内容等

企画提案書は、1事業者1提案とし、別添2「福井県立嶺南西特別支援学校給食調理等業務委託の企画提案に関する評価項目」の評価要素に基づいて作成し、下記により提出すること。

(1) 企画提案書の形式

A4（縦横を問わない）、横書きとし、次の書類および図、表、その他必要と思われる資料を添付すること。

ア 参考業務価格（様式5）

- イ 代行者（労働争議、業務停止等の事情により委託業務の全部又は一部の履行が困難となつた場合に、受託者に代わって確実に業務を履行することができる者）が確保できることを証明する書類（代行者の承諾書（任意様式）など）
- ウ 損害賠償を確実に担保できることを証明する書類（保険の加入証の写しなど）
- エ 安全衛生管理に関する会社独自のマニュアルや基準等
- オ 会社の概要がわかるパンフレット等

(2) 提出部数

正本1部、副本6部とする。（副本は、コピー可）

(3) 提出先

5(2)と同じ。

(4) 提出方法

5(3)と同じ。ただし、郵送等の場合は、追跡可能な配送方法で送付し、提出期限必着とする。
提出期限に到着しない場合は、失格とする。なお、発送と同時に発送した旨を提出先に電話で連絡すること。

(5) 企画提案書の提出受付期間

令和8年3月6日（金）17時まで。

(6) その他

提出後の企画提案書の追加・修正・差し替えは一切認めない。

9 企画提案の審査・選考

企画競争の審査を公正に行い、契約の相手先となる候補事業者を選考するため、「福井県立嶺南西特別支援学校給食調理等業務委託選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

審査は、提出された企画提案書による書面審査および選定委員会における事業者からの説明（プレゼンテーションおよびヒアリング（以下「面接審査」という。））に基づき実施する。

選定委員会において、別添2「福井県立嶺南西特別支援学校給食調理等業務委託の企画提案に関する評価項目」により委員毎に採点を行い、最優秀企画提案および次点企画提案を選定する。企画提案を提出した事業者が1事業者のみの場合は、最優秀企画提案として選定するかについて審査する。

なお、応募状況により、書類審査を実施したうえで面接審査の実施対象事業者を選定する場合がある。

面接審査の実施は、令和8年3月11日（水）とし、実施方法等の詳細については、別途通知する。

10 審査結果等の通知

審査終了後、速やかに全ての企画提案参加事業者に対し書面で審査結果を通知する。

なお、審査結果は福井県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、開示の対象となるが、選定委員会は非公開とし、審査の経過等に関する問い合わせには応じない。

11 契約

(1) 本件企画競争による委託事業者の選定については、当該委託契約に係る予算が議会で可決され、令和8年4月1日以降において当該予算の執行が可能となったときにその効力が生じるものであり、最優秀企画提案に選定された事業者と協議、調整を行い、協議等が整ったうえで随意契約を締結する。

なお、最優秀企画提案の事業者との協議等が整わない場合は、次点企画提案の事業者と改めて協議を行うこととする。

(2) 当該委託契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であり、令和8年度以降において当該委託契約にかかる歳出予算の減額および削除があった場合には、当該委託契約を解除することができるものとする。

12 その他

(1) 守秘義務

本件において、学校から提供を受けた文書および知り得た情報については、本企画提案以外の目的に使用してはならない。

(2) 経費の負担

本企画提案にかかる一切の費用は、企画提案参加事業者の負担とする。

(3) 提出書類

本企画提案に際し提出された書類は、返却しないものとする。

なお、提出された書類は、最優秀企画提案の選定の用途以外には利用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、別途協議する。

(4) 失格

以下の項目に該当した企画提案参加事業者は、失格とし、その旨を書面で通知するものとする。

- ア 応募資格審査の結果通知までに、提案者が企画提案参加資格を満たさなくなった場合
- イ 見積書の金額が、提案上限金額を超える場合
- ウ 提出期限までに提出資料が提出されない場合
- エ 提出資料に虚偽の記載があった場合
- オ 著しく信義に反する行為があった場合
- カ 契約を履行することが困難と認められる場合
- キ 企画提案書の記載内容が法令違反など、著しく不適当な場合
- ク 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ケ 書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）

(5) 契約書について

契約書の作成は、電子契約サービスを使用して契約内容を記録した電磁的記録（電子契約書）を作成する方法によることができる。